

平成 30 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 30 年 12 月 13 日（木曜日）

○日時 平成30年12月13日 午前10時07分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成30年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第 2 号 平成30年度網走市国民健康保険
特別会計補正予算中、所管分
3. 議案第 3 号 平成30年度網走市公共下水道特
別会計補正予算
4. 議案第 4 号 平成30年度網走市簡易水道特別
会計補正予算
5. 議案第 5 号 平成30年度網走市介護保険特別
会計補正予算
6. 議案第 6 号 平成30年度網走市後期高齢者医
療特別会計補正予算中、所管分
7. 議案第 7 号 網走市私債権の管理に関する条
例制定について
8. 議案第 9 号 網走市議会議員及び網走市長の
選挙における選挙運動の公費負
担に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定につい
て
9. 議案第10号 市道の路線認定及び廃止につい
て
10. 請願第29号 J R 北海道の路線維持見直し策
（石北本線及び釧網線）の運行
継続についての請願
11. 請願第30号 タクシーの定額運賃制度の早期
導入を求める請願
12. 請願第31号 総合的な「公共交通計画」の策
定を求める請願
13. 陳情第49号 性的少数者（L G B T s）へ憲
法13条に基づいて立法・行政で
最大の尊重を求める陳情（網走
市への陳情）
14. 陳情第52号 性的少数者（L G B T s）へ憲
法13条に基づいて最大の尊重を
網走市に求める陳情
15. 陳情第53号 核兵器禁止条約の日本政府の署
名と批准を求める陳情
16. 再びブラックアウトを起こさない分散型の電

源「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規
模普及を求める意見書提出要請

17. 2019年10月から消費税10%への増税中止を求
める意見書提出要請

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（3名）

佐々木 玲 子
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	後 藤 利 博
観光商工部参事監	二 宮 直 輝
建設港湾部長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
農林水産部次長	脇 本 美 三
総務防災課長	岩 尾 弘 敏
職 員 課 長	小 松 広 典
財 政 課 長	林 幸 一
税 務 課 長	伊 倉 直 樹
農 林 課 長	梅 津 義 則
観 光 課 長	大 西 広 幸
商工労働課長	田 口 徹
観光商工部参事	高 井 秀 利
建 築 課 長	小 原 功
都市整備課長	立 花 学

都市管理課長	高 橋 勉
都市管理課参事	柏 木 弦
上下道課長	吉 田 憲 弘
選挙管理委員会事務局参事	合 坂 博 樹

○事務局職員

事務局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
主 事	早 渕 由 樹

午前10時07分開会

○金兵智則委員長 では、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案9件、請願3件、陳情3件、要請2件の合計17件について審査をいたします。

本日の進行についてですが、まず人件費関係部分について審査をいたします。

人件費は一般会計のほか、特別会計として議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第6号が関連していますので、一括して審査をいたします。

続いて、議案第1号中、納税業務費の補正、網走市長選挙費の補正、畑作振興対策事業の補正、内水面漁業振興事業の補正の審査をし、その後、議案第9号について審査をした後、理事者の入れかえを行います。

続いて、議案第1号中、観光商工部、建設港湾部関係について審査をし、債務負担行為の補正の観光振興緊急対策事業委託契約について審査をいたします。

引き続き、議案第1号中、通学路安全対策事業の補正、民間住宅建設促進事業の補正の審査をし、その後、議案第10号の審査をした後、理事者入れかえを行います。

議案第1号中、消防組合負担金の補正について審査をし、議案第4号、議案第7号の審査を順次行います。

ここで最後の理事者入れかえを行い、請願について審査をいたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まず、人件費関係分について、順次説明をお願いをいたします。

○小松広典職員課長 議案資料17ページをごらん願います。

人件費の補正概要について御説明申し上げます。

人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計をあわせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は2,655万6,000円の減額でございます。

内訳としましては、(1)の特別職は、議員の辞職にかかる報酬並びに手当が、197万7,000円の減額、(2)の一般職の減額では、2,457万9,000円の減額で、①の共済費は、2,032万8,000円の減額で、主な要因は、共済費の負担金の率確定と、昨年末と今年度中の中途退職によるものです。

②の支給事由変更等による部分は、425万1,000円の減額で、主な要因は昨年度末と、今年度末の中途退職者、育児休業等による給料手当の減額、及び、退職手当の増額となっております。

人件費の補正概要は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○永本浩子委員 一般職の内訳ということでお話があって、中途退職者の方と育児休業の方がいらっしゃったということなんですけど、人数は何人ずつなんでしょうか。

○小松広典職員課長 退職につきましては、昨年度は、当初予算、策定後の退職ということになりました、その部分につきましては2名になります。

本年度の中途退職につきましては、2名になります。あと育児休業につきましては、3名分の減額ということになっております。

○永本浩子委員 今中途退職が2名ずつと、育児休業が3名ということだったんですけども、その中途退職の方の退職の理由などはもちろんわかっていると思うんですけども。

○小松広典職員課長 ことし退職される方の退職の理由ですけれども、2名転職ということでおさえております。

○永本浩子委員 転職ということで、まだ年代的には若い方なんでしょうか。

○小松広典職員課長 30代が1名と50代が1名です。

○永本浩子委員 ちょっと残念なことだと思いますけれども、30代と50代ということで。あと育児休業を3名取ってらっしゃるということで、きちんと育児休業を取っていただけることは大変いいことだと思っておりますけれども、この男女別ってというのは、どうなっているんでしょうか。

○小松広典職員課長 育児休業3名の性別の内訳ですけれども、女性が2名と男性が1名ということになっております。

○永本浩子委員 男性もきちんと取っていただいているということで、大変いいことだと思います。

私のほうから以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案1号人件費関係所管分、議案第2号人件費関係分、議案第3号、議案第5号、議案第6号人件費関係分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続いて、議案第1号中、企画総務部、選挙管理委員会、農林水産部関係分について審査をいたします。

初めに、議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算、納税業務費について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料の5ページをごらん願います。

過年度還付金及び加算金に関する補正の理由と内容についてですけれども、対象となる税目は、法人市民税と個人市民税です。

初めに法人市民税についてですが、市内に事務所等を有する法人につきましては、法令に基づき、前期実績額の2分の1の法人市民税を中間申告として納付することとなっており、平成30年度の確定申告におきまして、事業実績が前年を下回るなどの理由により、中間納付額の還付を要する法人が増加したこと、また個人市民税につきましては、扶養控除の追加や医療費控除などを理由とする修正申告によって還付が増大したために追加補正を行うものでございます。

補正額につきましては、補正前予算額は1,500万円に対しまして700万円を追加するものでございます。

財源は一般財源で、補正後の予算額は2,200万円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 今、説明の中で、事業実績が下回るというようなことで、大体業者は予定納税という

ことで7月にするわけですけれども、この下回った業種っていうのは、どのようなものがあるのか、今、安倍政権のもとで、アベノミクスで景気がいいと安倍さんは言っているけれども、実際にはそういう実感が全くないんですが、今回のこの事業実績が下回ったという業種について、どういう業者があるかを伺います。

○伊倉直樹税務課長 大きな還付額が生じた業種といたしましては、製造業と土木業、それから運輸業が中心になっております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、相当厳しい状況っていうか、網走の経済状況が非常に厳しい状況のあらわれなのかなというふうにも思うわけです。

そういう意味では、今後どうなるかわかりませんが、非常に網走市のそういった業種に対しても、今後どういうふうに支援していくかということも考えなければならないのかなというふうに思いますが、とりあえず状況についてわかりました。

理解しました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 今の部分にもあれなんですけど、法人と個人の割合を教えていただければと思います。

○伊倉直樹税務課長 補正の700万円の内訳でよろしいでしょうか。

個人が330万円、法人が370万円となってございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして、網走市長選挙費について説明を求めます。

○合坂博樹選管事務局参事 議案資料6ページをごらん願います。

平成30年度一般会計、網走市長選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

網走市長選挙費の補正予算につきましては、本年11月11日執行の網走市長選挙が無投票となりましたことから、不要となった選挙経費1,637万1,000円を減額し、補正後の額を528万1,000円とするものでございます。

経費の内訳につきましては資料の表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に移ります。

続きまして、農業振興費 3 件について、まとめて説明を求めます。

○梅津義則農林課長 議案資料 7 ページをごらん願います。

平成30年度一般会計農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の補正予算について御説明申し上げます。

1 の補正の理由及び内容につきましては、北海道が行うジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除作業の見直しにより、耕作者に対する防除協力金が増額となるため、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途といたしましては、耕作者の報償費として9,289万円を補正するものであります。

2 の補正額につきましては、歳出歳入ともに記載のとおり9,289万円を追加補正するものであり、財源につきましては全額が道の補助金となっております。

次に、議案資料 8 ページをごらん願います。

平成30年度一般会計農業振興費、畑作構造転換事業補助金の補正予算について御説明申し上げます。

1 の補正の理由及び内容につきましては、規模拡大に対応した競争力のある畑作産地への構造転換に向けた農業機械の導入に対し、国が実施する畑作構造転換事業を活用し、補助するため、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途といたしましては、農業用機械の導入に対する補助金として、645万6,000円を補助いたします。

2 の補正額につきましては、歳出歳入ともに記載のとおり645万6,000円を追加補正するものであり、財源につきましては、全額が道の補助金でございます。

次に、議案資料 9 ページをごらん願います。

平成30年度一般会計農業振興費、農業振興施設整備事業補助金の補正予算について御説明を申し上げます。

補正の理由及び内容につきましては、オホーツク網走果樹部会が実施する農業振興施設整備に対し、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、補助をするため、次の経費を追加補正しようとするものであります。

経費使途といたしましては、観光果樹園地整備に

対する補助金として、1,720万円を助成いたします。

2 の補正額につきましては、歳出歳入ともに記載のとおり1,720万円を追加補正するものであり、財源につきましては、全額が道の補助金となっております。

以上でございます。

○金兵智則委員長 それでは、質疑に入ります。

○松浦敏司委員 まずジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除の関係でありますけれども、耕作者に対する防除協力金の増額のためということですが、対象となる面積、あるいは農家戸数というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○梅津義則農林課長 今回想定している面積は、294.24ヘクタールとなっております。

農家戸数につきましては36戸想定しております。

○松浦敏司委員 これは全体の状況からすると、およそどのぐらいの割合になるのでしょうか。

○梅津義則農林課長 43.1%となっております。

○松浦敏司委員 これは面積ということでしょうか。

○梅津義則農林課長 ただいまのは面積の割合でございます。

○松浦敏司委員 農家戸数にするとどのぐらいになりますか。

○梅津義則農林課長 62%になります。

○松浦敏司委員 わかりました。

非常に大事な事業でありますし、1日、1年でも早くといいますか、この防除が完了するようにしっかりと取り組んでいただきたいということであります。

次の畑作構造転換事業の関係であります。2分の1以内で道の資金として、今回補助するということですが、対象となる農家戸数はどれぐらいなのか、あと地域でいうとどの地域なのか伺います。

○梅津義則農林課長 今回申し込みをされているのは、嘉多山地区の機械利用組合 1 件となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

次にオホーツク網走果樹部会の関係であります。これは対象となる戸数というのは、農家戸数というのはどのぐらいになるのか、まず伺います。

○梅津義則農林課長 オホーツク網走果樹部会全件数では17戸ございますが、そのうちの今回、補助の

申請を挙げているの8は戸となっております。

○松浦敏司委員 これは何か申請する上での条件と
いますか、残った9戸については申請しなかった
ということなんでしょうけれども、その辺の状況と
いうのはどうなっているんでしょうか。

やる気になれば、17戸全部申請すれば対象になる
ものなのか、その辺をまず伺います。

○梅津義則農林課長 その内容につきましては果樹
部会の中で相談をしながら決めていただいております
ので、委員のおっしゃるとおり、申し込みをしま
うと思えば全戸対象になるということでございま
す。

今回、申し込みされているのは、雨よけハウスで
すとか高所作業車ですとかスプレーヤ、あとは枝の
粉碎機ですとか草刈り機というようなことなると
ですが、今回の補助割合が2分の1ということな
ってございまして、基本的には自己負担が発生する
ということもございまして、そういうことも考慮して
申し込みをされない方もいらっしゃると思います。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして内水面漁業振興事業について説明を求
めます。

○脇本美三農林水産部次長 それでは議案資料10ペ
ージをごらんください。

平成30年度一般会計補正予算漁業振興費、漁具保
管施設整備事業補助金について御説明いたします。

補正の理由と内容でございますが、西網走漁業協
同組合が実施をいたします漁具保管施設整備事業に
対しまして、北海道の地域づくり総合交付金が交付
される見込みとなりましたことから、市を通じて補
助しようとするものでございます。

事業内容といたしましては、既存の漁具保管庫は
老朽化が進んでおりまして、漁港から離れており、
フォークリフト作業に対応できない環境となってお
りますが、今回整備する保管庫は漁港に近く、フォ
ークリフト作業が可能であり、あわせて男女別の簡
易水洗式のトイレを併設し、作業環境の改善を図る
事業内容となっております。

漁具保管庫の位置図、立面図につきましては資料
の11ページのとおりでございます。

補正額でございますが、地域づくり総合交付金の
交付額2,880万円を追加するものでございます。

財源といたしましては、道補助金2,880万円であ
りまして、市の持ち出しはございません。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 女性用のトイレもできるという
ことで、特に稚貝の作業の時とかは大変みなさん安
心したんじゃないかなというふうに思います。

道の補助金ということですが、全体の改修
事業にかかった費用というのはいくらになるんでき
しょうか。

○脇本美三農林水産部次長 税抜きの金額でござい
ますが、設計費で220万円、建築工事費、これは水
道電気等々含めまして5,550万円、合計5,770万円と
なっております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算
中、企画総務部、選挙管理委員会、農林水産部関係
分につきましては、全会一致をもって原案可決すべ
きものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第9号網走市
議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○合坂博樹選管事務局参事 議案資料44ページの資
料4号をごらんください。

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、公職選挙法の一部を
改正する法律が平成29年6月21日に公布され、市の
議会の議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が認
められたことに伴い、本条例の関係部分につきまし
て、所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、選挙運動用ビラの作成の公
費負担とすることができる選挙に市の議会の議員の
選挙を追加するため、第6条中、網走市長の選挙に
おける候補者を候補者に改めようとするものでござ
います。

条例の施行期日につきましては、公職選挙法の執

行期日が平成31年3月1日から施行されるものでありますことから、本条例につきましても、平成31年3月1日から施行し、施行の日以後に期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。

説明は以上です。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 今回の条例改正になることによって、来年行われる統一地方選挙にもこれは採用になるということだと思んですが、このビラと言ってもいろいろありまして、法定ビラとか、いわゆる一般的なビラなどがあるんですけども、どんなものを指すのかちょっとわからないのですが、その辺伺います。

○合坂博樹選管事務局参事 ビラにつきましては、特段何も規定はされておきませんので、何を書いてもというか大丈夫です。

○松浦敏司委員 一般的に写真や名前が入ったもので外でも配れるし、室内でも配れるというようなものなののでしょうか。

○合坂博樹選管事務局参事 頒布につきましては新聞折り込み、それから選挙事務所ですとか、街頭演説の場所、個人演説会の会場の中の頒布に限られております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、いわゆる国政レベルのいわば個人ビラのような、イメージとしてはそういうようなものかなというふうに思うんですが、そういった感じで理解してよろしいですか。

○合坂博樹選管事務局参事 そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 終わります。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 今の御説明でかなりいろんな所で使えるビラということなんですけど、枚数とかっていうのは制限とかは何もないんでしょうか。

○合坂博樹選管事務局参事 枚数につきましては4,000枚を上限となります。

種類につきましては、2種類以内でございます。

○永本浩子委員 2種類合わせて、2種類までで合わせて4,000枚までということでしょうか。

○合坂博樹選管事務局参事 そのとおりでございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第9号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ではそのようにさせていただきます。

ここで委員、理事者より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者入れ替えのため暫時休憩をいたします。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、議案第1号中観光商工部、建設港湾部関係分について審査をいたします。

まず初めに、観光商工部、チャーター便誘致対策補助金について説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料12ページをごらん願います。

大変申し訳ございませんが、議案資料の訂正をお願いいたします。

資料の表題でございますが、平成30年度一般会計、観光振興費費補正予算についてなっておりますので、観光振興費に訂正していただきますようお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

それでは平成30年度一般会計観光振興費、チャーター便誘致対策事業補助金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、本年7月8月に引き続き、大韓航空が2月にソウル、女満別、チャーターを運行することが決定いたしました。

このチャーター便を利用してツアーを企画する旅行会社に対しインセンティブを用意することにより、網走市内への外国人観光客の誘客を図るため、追加補正しようとするものであります。

インセンティブの内容は、前回の補正と同様で、チャーター便を利用したツアー客が網走市内の宿泊施設に宿泊する場合、ツアー客1名1泊につき2,000円の補助を行うもので、2月3日、2月6日、2月9日に出発する3泊4日のツアーが3回実施される予定となっております。

追加補正する内容としましては、旅行会社に対する補助金90万円を計上するものでございます。

補正額の歳出予算は記載のとおりで、財源内訳は全て一般財源で、補正後の額を190万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○永本浩子委員 夏に引き続き、今回冬もそういった形でチャーター便の誘致をやるということで、今3回に分けて3泊4日を企画しているというお話だったんですけども、大体観光に来てくださる方の人数とかそういったところもほぼ確定っていう感じでよろしいのでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 網走にチャーター便で来られる方の数ですけども、網走の宿泊の商品をつくってはいるんですけども、1便につき150名程度のお客様がいらっしゃるということで想定をしております。

夏にいらっしゃったツアーのお客様の数ですけども、夏にいらっしゃった3回のツアーで397名の方が網走に宿泊をされておりますので、それに近い数のお客様が網走がいらっしゃっていただけるのかなというふうには考えております。

○永本浩子委員 大体400名ぐらいの方を見込んでいるということで、夏にやった時はこれをやったことでかなりの経済効果というか、成果が上がったのではないかなと思うんですけども、具体的にはどんな感じだったのでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 網走市の宿泊における経済波及効果の額を2万1,922円ということで算出をしておりますので、単純に数を掛けますと870万円程度の経済波及効果はあったのではないかなというふうに考えております。

○永本浩子委員 冬もこういった形で成功できるようにということで、また誘致のほうをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして、一中グラウンド線歩道整備事業について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料13ページをごらんください。

平成30年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、一中グラウンド線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の増額に伴い、通学路安全プログラムの対策必要箇所である一中グラウンド線において、歩道整備に係る測量及び設計の委託料810万円を増額補正するものであります。

一中グラウンド線歩道整備では、延長230メートルの片歩道の整備を予定しており、今年度、測量及び設計し、来年度から工事を着手する予定となっております。

補正額であります、新規に追加する事業で、補正額が810万円を増額し、財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算についても記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては14ページに記載の位置図を御参照願います。

以上が都市整備課所管分の補正予算でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○古都宣裕委員 これは通学路安全対策事業ということだったんですけど、これは整備することによって、ただ歩道が新しくなるのか、それともガードレールか何かそういった安全的なものがつくようになるのでしょうか。

○立花学都市整備課長 今回一中グラウンド線の施工しようとする範囲においては、歩道がない状況になってます。

ですので、新規に歩道を新設する工事ということで整備を行うものです。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、続きまして、住環境改善補助金について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の15ページをごらん願います。

平成30年度一般会計建築総務費補正予算、住環境改善補助金の追加補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、本補助金は、住環境の改善を目的とし、市民が住宅の改修を行う場合に、その資金の一部を助成するものであります。

本年度当初予算において1,000万円を計上しておりましたが、今後も想定を上回る申請が見込まれることから、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途は住環境改善工事費に係る補助金で、金額は800万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が1,000万円で、補正額が800万円、補正後の額が1,800万円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○永本浩子委員 リフォームをされる方の見込みがかなり多いということなんだろうんですけど、補正前の額が1,000万円で補正額が800万円、約2倍まではいかないですけども、かなりの多さだと思うんですけども、どれぐらいの件数というか、予定を見込まれているんでしょうか。

○小原功建築課長 この間の11月末まででございますけれども、対前年比にしまして1.65倍ということになっております。

ただ件数と金額は比例しないものですから小さな工事もあるものですから、件数でいけばそのような数になっているということでございます。

○永本浩子委員 当初のこの予算としては前年の数をもとに立てていたものに対して、今年度は1.65倍あったということで、かなりの増額になったという理解でよろしいでしょうか。

○小原功建築課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 私も一般質問などでも行っていて、予算額がこれでいいのかってということでもっとふやす必要があるんじゃないかというの、質問をしていたところですが、必要に応じて、必要があれば補正を組むということで今回は、補正を組んでくれたということで、やはり今、このいわゆる住宅リフォームといいますか、それだけの要望があるということで、そして経済波及効果も相当あるというふうに思いますので、評価をしたいと思うんですが、これまでも経済波及効果については聞いてはいるんですけども、今回のこの800万をもし全部使ったとすれば、どんな波及効果があるのか、おおよそでいいんですが、伺いたいと思います。

○小原功建築課長 800万円の費用対効果ということの参考になるかという部分で申しますと、今のところ工事費にいたしまして約2億400万円、これに対してまして一般的に波及効果というのは1.5倍から2倍と言われておりまして、1.5倍と計算しましても3億6,000万円ということになります。

その1,000万円の予算に対しての額ですので、そ

れがさらには、800万円ふえるということであればそれがまた倍近くになるのではないかというふうに見込んでおります。

○松浦敏司委員 理解しました。

非常に波及効果が高いということですから、しっかり取り組んでほしいと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部、建設港湾部関係分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

続きまして、債務負担行為の補正について審査をいたします。

観光振興緊急対策事業委託契約について説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料29ページをごらん願います。

平成30年度一般会計補正予算、観光振興緊急対策事業に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

補正の理由についてですが、初めに、3、当該事業の概要をごらん願います。

(1) 目的ですが、本年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響により、北海道への旅行マインドが低下し、大量に旅行キャンセルが生じたことから、観光への影響を払拭するため、国と道が復興割に取り組みました。

この施策により、北海道への旅行が前倒しされ、その反動で来年3月以降の旅行需要の大幅な減少が見込まれますことから、反動減が続くと予想される4月、5月の網走への旅行需要創出策を講じることに、観光客の減少を食い止め、経済の活性化を図らせるものです。

(2) 補助事業内容についてですが、国内対策として、網走市内に宿泊するバスツアー商品造成をした旅行会社、インバウンド対策として、インバウンド周遊型募集企画商品を誘客した市内宿泊施設に対し、宿泊実績1名につき2,000円の助成を行うものです。

なお、助成の上限人数はバスツアー商品が1,000

名、インバウンド周遊型が500名となります。

(3) 事業開始時期は平成31年4月になりますが、本年度内に運營業務の委託契約事務を取り進め、旅行商品の募集等を行う必要がございますことから、債務負担行為を設定しようとするものです。

債務負担行為の内容についてですが、観光振興緊急対策事業委託契約で、期間が平成31年度、限度額が320万円、財源内訳は全て一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○永本浩子委員 胆振東部地震でかなり北海道の旅行者が減ったということで、復興割をつくっていただいたわけなんですけれども、これで、この旅行がかなり前倒しになったということで、網走に関しては、この前倒しというのはどれくらいになったとかっていうそのデータの的なものはあるんでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 復興割の効果で前倒しということですが、網走地域に対して復興割で宿泊というのがあまり見られてない状況であります。

新聞での報道等でありますけれども、対前年比11月でいくと、17%という数字になっておりますので網走市自体に対しては、先に需要があったということではなくて、北海道全体に先行して北海道にこの機会だから行こうかというような空気になりますので、その恩恵を網走がまだ受けられていないという状況ではあります。

○古都宣裕委員 今回新しくつくるに当たって、この1,000名は国内の業者、インバウンドは国内の業者だと思えるんですけれども、これを商品造成をお願いする会社っていうのは、何社あって、バスの企画の本数はどれくらいあるんでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 債務負担行為の設定が完了後、この事務の委託契約を観光協会と結ぶ予定でおります。

観光協会のほうでこういった事業を取り組みますので参加しませんかということで、旅行会社を募集をいたします。

想定しているのは4社程度のお声がけはできるのかなというふうに思っております。

インバウンドの対象につきましては、網走市内での宿泊施設が直接外国の旅行会社に営業をかけておりますので、その営業によって網走にツアーが実施された場合に対しての補助ということで、宿泊施設

が直接観光協会に何人宿泊したのかということで補助申請をしていただくようなスキームで、今考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 仕組みは若干わかりました。

目的を見ると、国内では北海道外の人を対象なんだろうなと。

国外は幅広くということだと思うんですが、そこでバスツアーについてなんですが、道外対象になるということという目的からするとどうなるんでしょうか。

ツアーの企画に対して、何かしらの縛りというか企画自体の縛りみたいな、網走に宿泊する以外にも何かこうあるんでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 本年度も取り組んでおりますけれども閑散期対策事業ということで、網走市内に宿泊されたお客様には同じように2,000円という助成を閑散期としてやっております。

それは、宿泊1泊7,000円以上というような旅行商品を網走市内と宿泊7,000円以上という旅行商品に対してのツアーになっております。

それに加えて、網走市の観光施設を1施設以上は、その施設のほうに入館していただくという対象の上限をつくっておりますので、今回もそういう同じような条件で、なおかつ網走観光協会に所属する会員さんのバス事業者の利用をというお話をしたいというふうに思っております。

網走が目的だけではなくて網走市内の宿泊も伴うコース設定されたものであれば対象になるということでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

仮に札幌発のバスツアーで道外の人じゃない道内の人でも対象になるということで理解してよろしいでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 そのとおりでございます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

平成30年度一般会計補正予算、債務負担行為の設定補正につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第10号について審査いたします。

議案第10号市道の路線認定及び廃止について説明を求めます。

○高橋勉都市管理課長 議案資料45ページ、資料5号をごらんください。

市道の路線認定及び廃止について御説明いたします。

認定、廃止する路線は、路線番号228つくしヶ丘西8号線です。

また、路線番号116新町1丁目2号線につきましては、路線を廃止するもので、それぞれの路線延長敷地幅員等は記載のとおりでございます。

市道認定、廃止理由ですが、位置図のほうで説明させていただきます。

47ページをごらんください。

新町1丁目2号線は矢印で示しました箇所、JR網走駅前の道道網走停車場線を起点に網走川へ向かう一方通行の指導であります。

隣接する宿泊施設の廃業に伴い、当該路線の必要性が低下しており、また、民間企業による当該路線を含めた土地の再利用が計画されていることから路線を廃止するものです。

また、46ページのつくしヶ丘西8号線につきましては、追加で配付させていただきましたカラー判の位置図をごらんいただきたいと思います。

カラー版の方が配布されていないということです、46ページのほうで説明させていただきます。

333本通り、かつ里喜さんと柏原スタンドさんの間を起点としまして、つくしヶ丘3丁目のオビオシヨップ川沿いの市営住宅を結ぶ路線となります。

市営住宅の解体に伴いまして、市営住宅跡地及び当該市道の一部を合わせまして、隣接する社会福祉法人による社会福祉施設建設用地として、1回再利用される計画となりましたことから、今回路線を一旦廃止し、再度路線を認定するというものでございます。

説明は以上となります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第10号市道の路線認定及び廃止については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

ここで委員、理事者の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければここで理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時02分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

続きまして、議案第1号中、企画総務部関係、消防組合負担金について説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案資料の16ページをごらん願います。

平成30年度一般会計、消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

網走地区消防組合における歳出予算でございますが、施設費が第5分団詰所の移転新築に伴う額の確定により、2,772万2,000円の減、人件費が214万9,000円の増、物件費等では全国救助技術訓練指導会出場に伴う旅費、車両の修繕及び本署、南出張所における停電対策電灯電気工事などにより、246万3,000円の増となりますが、歳出予算では合わせて2,311万円の減となるものでございます。

続きまして歳入予算でございますが、第5分団詰所の移転新築に伴う起債額等の確定により、組合債が2,780万円の減、繰越金では前年度負担金の精算として852万1,000円の追加、手数料等では車両の売払収入など73万8,000円の追加となり、あわせて1,854万1,000円の減となるものでございます。

2の補正額でございますが、歳入歳出合わせまして、補正額は一般財源456万9,000円を減額し、補正後の額を7億3,137万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

なければ、ここでお諮りをいたします。

○川原田英世委員 すいません1点だけ、施設費、第5分団の大幅に減額になっているんですけれども、この要因というのはどういったところなんでしょうか。

○林幸一財政課長 大幅に整備費の減になった要因

でございますけれども、予算を組んだ段階とは別に実際に工事を進めるに当たりまして、実際地質調査をした段階で、予算を見ていたときにはくい打ちの工事が入っていたんですけれども、実際に地質調査をした結果、それほどのくいを使わないで済んだという点が1点と、サイレン塔を組むのに4本足でサイレン塔を組むという予算立てをしてたんですけれども、1本の支柱でのサイレン塔設置で可能だということがわかりましたことから、経済設計をしたということで聞いております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第1号平成30年度一般会計補正予算中、企画総務部関係分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第4号平成30年度簡易水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○吉田憲弘上水道課長 議案資料1号22ページをごらん願います。

平成30年度一般会計（保健衛生総務費）及び簡易水道特別会計（飲料水対策事業）の補正予算について御説明いたします。

上水道課所管の飲料水対策事業については、一般会計保健衛生総務費からの受託事業となっております。

1、補正の理由及び内容についてですが、井戸水を飲用している世帯が行う浄水器設置等の設置に対する助成件数が当初の想定を上回ることが見込まれるため、追加補正するものでございます。

追加補正する金額は100万円でございます。

2の補正額については、一般会計及び簡易水道特別会計の歳出並びに歳入予算につきましては記載のとおりでございます。

以上で補正の説明とさせていただきます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○永本浩子委員 浄水機器の設置ということなんですけれども、当初の想定を上回る申請ということで、どれぐらい件数は上回るようになったんでしょうか。

○吉田憲弘上水道課長 当初2件予定してまして、

今現在3件の申し込みがありまして、今後2件の申し込みが予定されてますので補正するものでございます。

○永本浩子委員 それでは、全部で5件でこの金額になるということで、地域的には、郊外地区になると思うんですけれども、どの辺になるんでしょうか。

○吉田憲弘上水道課長 今お話をいただいているのは、嘉多山と浦士別です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第4号平成30年度網走市簡易水道特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第7号網走市私債権の管理に関する条例制定についての説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料の32ページ、資料2号をあわせてごらん願います。

議案第7号網走市私債権の管理に関する条例制定について説明を申し上げます。

本条例は、私債権の管理に関する事務処理の基準の統一化を図るため、債権管理台帳の整備とともに、督促、強制執行等の実施や回収不能な長期保有債券の適切な処理基準等を体系化した条例を制定し、なお一層の適正化と効率化を図ろうとするものでございます。

自治体が保有する債権には、市税や国民健康保険料、住宅使用料など、公法上の原因によって発生する公債権と水道料金や奨学資金貸付償還金など、民法を根拠とする私法上の原因によって発生する私債権に区分され、公債権はさらに強制的に処分できる債権とできない債権に分かれております。

初めに条例の内容ですが、第1条は制定の目的を規定しております。

第2条は定義を規定しております。

第3条は市の私債権の管理に関して、他の法令等との適用関係を規定するものでございます。

第4条は市の私債権の管理に関する市長等の責務を定めるもの、第5条は適正な管理に必要な債権管理台帳の整備を規定するもの、第6条は議会の議決

によることなく、債権放棄を可能にすることを規定するもので、内容は議案書にお示しをしておりますが、第1号は破産法や会社更生法、その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき、第2号は当該私債権について消滅時効が完成したとき、第3号は地方自治法施行令に基づき、強制執行や債権の申し出等を行い、可能な限り徴収したが、なお債権が残っており、債務者の資力の回復は困難で、かつ今後も履行される見込みがないとき、第4号は債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行した場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権、及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるときのいずれかに回答する場合に限定するものでございます。

自治体債権の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、議決事件とされておりますが、同規定において条例に特別の定めがある場合には、議会の議決を要しないこととなっていることから、本条例で限定的に債権放棄を可能とする事由を定め、個別の議決を経ることなく、放棄を可能にさせていただくことを規定するものでございます。

第7条は委任規定で、この条例の施行に関して必要な事項については、規則で定めることを規定するものです。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行したいと考えております。

また、経過措置として、この条例は施行日前に発生した市の私債権についても、適用することを規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○金兵智則委員長 それでは、質疑に入ります。

○松浦敏司委員 非常に難しくて、大変だったんですが、まず定義の中で、市の私債権とは、地方自治法第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする市の債権のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権を言うというふうには言ってるんですが、これは何を指しているのか、伺います。

○伊倉直樹税務課長 今お話のありました地方自治法第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする権利、私法上の原因に基づいて発生する債権は何かというお尋ねでございますが、一般的には使用料や貸付金ということが一般的には言われておりまして、もっと詳しく言いますと、例えば基本的に

は民法や商法に基づき、当事者間の合意に基づく契約行為等によって発生する債権というふうに認識をしております。

○松浦敏司委員 なおわからないんですが、具体的に言えばどういうものでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 市の私債権で例えますと、例えば教育委員会の奨学金ですとか、アイヌ住宅の貸付金、それから水道料金、この辺が代表的なものになるかというふうに思います。

○松浦敏司委員 とりあえずわかりました。

それで、現在市の保有する債権というのは、どれだけあるのか示していただきたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 今網走市が保有する債権は、公債権、私債権含めまして、全部で102債権ございます。

○松浦敏司委員 102の種類があるということですが、けれども、例えばその中でも幾つか種類があると思うんですね。

強制的な強制公債権だとかあると思うんですが、そういったものについてはどんな内訳になってますか。

○伊倉直樹税務課長 まず公債権の中でも、強制徴収公債権と非強制徴収公債権があります。

強制徴収公債権の代表的なものとしましては、市税、それから国民健康保険料、介護保険料、保育料といったものになります。

非強制徴収公債権につきましては、住宅使用料、それから公営住宅の駐車場使用料、それから私債権につきましては先ほどの繰返しになりますけれども、水道料金、それから奨学資金貸付金、それからアイヌ住宅の改良資金貸付金といったものが代表的なものになっております。

○松浦敏司委員 これが今回条例ができることによって、私が不安に思うのは、これによって市民、住民が不利益なるようなことが、あるのかどうか、ないと思うんですが、その辺はどんなふうに認識していますか。

○伊倉直樹税務課長 債権管理条例ということで、字のごとく、市の債権を回収、管理について定めるということになっております。

ただ債権管理条例というのは、当市の場合で制定する目的というのは、本来、市税等の公債権というのは、管理回収、その辺地方税法や国税徴収法等にきちんと明記されております。

しかしながら、その強制的に執行できない非強制

徴収公債権や私債権につきましては、主に地方自治法施行令で、その辺の債権の回収や管理というのは、既に条文化されております。

したがって、今回の当市で制定する条例というのは、その自治法施行令に書いてある条文を新たに明記することはないんですけれども、全庁的に債権の回収管理の部分というのが多少なりともばらつきがあるといえますか、統一がとれてない部分を全体で意識の醸成をしながら、底上げしてきましょうというまず根底の考え方がございます。

それで、条例の第6条のほうでも規定をしておりますけれども、一つの大きな目的の一つとしては、議会の議決を経ずに、回収不能な債権というのを放棄するということを、限定的にさせていただくということになりますので、ここがこの条例の大きなポイントの一つかなというふうには考えております。

○松浦敏司委員 また一つ不安な点として、確かに効率にはなります。

それによって、議会の議決を経なくても済むという点では効率的にはよくなると思うんですが、逆に言うと議会側から感じるの、議会側の承認なしで決めてしまうわけですから報告がない限り議会側としてはわからない、知り得ないということにつながるんじゃないかと思うんでその辺はどんなふうになるんでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 今、議員のほうから知り得ないというお話がございましたけれども、毎年9月議会の中で、決算委員会を開催をしていると思いますけれども、収入未済額や不納欠損という数字の説明をさせていただいていると思いますので、そういった中での説明は可能だというふうには考えております。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

6条の関係法規の関係で、強制執行等の措置または同令第171条の4というふうに云々と書いてますけれども、ここで言う強制執行というのは何を指すのでしょうか。

これはいい意味でも悪い意味でも捉えられるので、その辺について伺いたいです。

○伊倉直樹税務課長 強制執行の定義といいますか、事務的には裁判所に対して申し立てを行いまして、債務者の財産を強制的に処理できるということでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それは例えばそういう一定の財産といえますか、

資金といえますか、預金なりがあるという場合、例えばそういうものが、結果としてなかった場合はどんなふうなるんですか。

○伊倉直樹税務課長 強制執行の手続をしまして、なかった場合はどうなるでしょうかというお尋ねですけれども、なかった場合というのは債務者の資力が、債務能力がないということで、そこは方法は幾つかあると思いますが、例えば一定期間、その払えない理由にもよるんですけれども、身体を壊しているとか、失業したとか、そういった場合については、一定期間徴収を停止するとかという期間を設けて、それでその期間をおいて、なお、さらに状況変わらないということであれば、例えば消滅時効というのは法に定められてる部分がありますので、その部分というのは、その期間をもって債権放棄するということを検討するということは、あるというふうに考えております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、機械的にはしないで相手の状況に合わせてというふうに判断していくというふうに捉えさせていただきます。

それで、今現在その債権の状況というのが、どんなふうになってるのか、いわゆる収入未済額だとかいろいろあると思うんですが、その辺大まかでいいんですけれども、伺いたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 平成29年度ベースになりますけれども、一般会計、特別会計をあわせまして、収入未済額というのは約6億7,900万円あります。

それと水道事業会計でいくと約2,100万円の収入未済額があって、合計7億円という状況になっております。

○松浦敏司委員 そのうち28の債権というのがあると思うんですけれども、その中身について伺いたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 そのうちの私債権ということでもよろしいでしょうか。

そのうち私債権については約1億円の収入未済額がございます。

○松浦敏司委員 その1億円の内訳というのは、主にどんなものなのでしょう。

○伊倉直樹税務課長 平成29年度末の数字になりますが、水道料金で約2,160万円、アイヌ住宅貸付償還金が4,150万円、奨学資金貸付償還金が1,440万円という状況になっております。

○松浦敏司委員 問題はこういったところで、いわゆる市民と福祉的なものが私債権にはほとんどがそ

ういうふうな形になってるんですが、こういう人たちに、結果として不利益にならないのかどうか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 自治体が保有する債権というのは、基本的には市民の財産でもありますので、回収するのが大原則というふうには考えております。

そうした中で、例えば、なかなかいろんな事情によって支払い能力ができない方というのもしらっしゃいますので、そういう方々につきましては、相談にのりながら状況を見ながら、対応していきたいというふうには考えております。

○松浦敏司委員 今回の条例制定の関係で、全国的なものいろいろ調べてみました。

相当網走市の場合は、限定的な内容になっているというふうに理解しております。

中には相当踏み込んだ形で、全国の中にはあって、そういう意味では私どもの全国の党の議員の中では、反対してるところもありますけれども、今回いろいろ調査をする中で、おおよそ理解ができるのかなと。

ただ、やっぱり議会との関係やあるいはそういった市民に直接かかわる分についてはやはり真剣な、慎重な取り組みも当然必要になってくるという点で、とりあえず理解をいたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りをいたします。

議案第7号網走市私債権の管理に関する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

ここで委員、理事者より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時26分休憩

午前11時30分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

次に、請願3件について審査をいたします。

まず初めに、請願第29号J R北海道の路線維持見直し策（石北本線及び釧網線）の運行継続についての請願についてであります。

○川原田英世委員 議会でもJ R北海道、この網走に関係する路線の維持については既に上げていると

ころですけれども、ここで国が2年に限った支援策を出してきた中で、自治体にも同水準の取り組みをとということもありますし、また2年に限るというところもありまして、これが2年に限った施策の中でどこまで維持に向けてやっていけるのかなという、不安な面、不透明な部分が非常に大きいんだというふうに思います。

そういった中でやっぱり継続的な支援策等、そしてJ R自体に対しても国が株主だけありますからしっかりと指導、監督をしていくということもあわせてさらに進めていく必要があるんだろうなというふうに思います。

それを含めると、やはり今後もしっかりと国である程度の支援と、そして維持に向けた取り組みをしっかりと進めていくよう取り組みを促していってほしいということも含めて、これはぜひ採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他に。

○小田部照委員 私も同意できますので、採択すべきだと思います。

○松浦敏司委員 このJ Rそのものは、分割民営そのものが問題であって、当時、J R北海道については、当初から経営できないというようなことで国も1,700億円だったと思いますが、それを基金としてあり、それを当時の利回りで補っていくと。これは基本で、でも当初7%という金利を想定していたけれども、しかし国の低金利政策でどんどんそれが下がっていくと。本来下がった分は国が補填しなければ維持できないものですから、そういう意味では、今回こう出されているものについては当然、必要なことで国がしっかりとJ R北海道、経営をできるように維持できるようにするのは当然のことだというふうに思いますので、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 願意としては大変わかるのですが、現状でなぜ利用率がここまで減ったのかといったら、一概に人口減少だけではなく、やはり利便性、所得水準も上がり、一家に1台の車社会になってしまって、その利便性の結果、選択肢としてJ Rではなくマイカーを選択したと。その結果利用率が減って、J R北海道の収入が減って今この路線が大変なことになっているという部分も鑑みなくてはいけないのかなと思います。

一概に国の責任も全くないわけではないので、願意として大変よくわかるのですが、それなら

今度残すことによって、自治体の負担というのも必ずしもゼロになるのではなくやはりどんどんふえていくのが、今現状で見えている中で、一概に全部を国にというような話にもならないのでやはり状況を見守る中、継続すべきと私は思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 網走に関しては、マイカーでは代替できない観光っていう部分がかかなりかかわっていますので、2年間に限り400億円の財政投入ということは決まっておりますが、抱えてる赤字額がこれをはるかに上回るものがありまして、地元自治体の努力というものもなくてはならないのはよくわかりますけれども、やはりもう少し見通しの立つ長期的な展望というのは必要かと思っておりますので、私の会派としては、採択したいと思っております。

○立崎聡一副委員長 願意はよく理解できます。

もちろん国のほうにも要請をしていかなければならないということは十分に理解するところであります。

ただ先ほど古都委員も申し述べていたように、いろいろな交通手段がよくなってきたということと、それから自分たちがまず何をどうするのか、ということをお願いする必要があるのではないか、というふうに私どもは考えましたので、継続をお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他に何かございますか。

もし、委員間討議がございましたら。

○川原田英世委員 それぞれ意見が出ましたので、若干議員間で討議をさせていただければなと思いますが、マイカーの増加等による、要するに側面的な社会的な状況がいろいろあると。そして高速道路の延伸などもあったりとかして、J Rの利用は一体どうなんだ、現実的にどうなんだというところは全く別の議論だというふうに思います。

それは物流全体をどういうふうに捉えていくのかということもJ Rに対しては一つあるのかなというふうに思いますし、先ほど永本委員からのほうからあったように、観光としての利用価値を高めていける一つの素材ではないのかということも含めてですね。

ただそれを考えていたときに、この2年間だけのこういった措置でいいのかと、2年間でもし仮にだめだったらさようならという議論になるのかと。であれば、やはり2年以降もしっかり継続して

支援していくというある程度のこちらからの声を上げていかないことには、2年で経営改善できなかったからじゃあ試験だめですねということに絶対結びつけないという姿勢を、意思表示をすべきだというふうに思うんですね。その辺で、マイカーという部分ではない社会的側面を捉えて、ぜひこれは意見書を前回の資料で意見書案も出てますけど、ここには2年後以降の継続支援とJ R北海道に対する改善策の早期樹立をするように促すということでJ R北海道に対しても、自治体や国に頼るわけではなく、自分たちの中でしっかり対策をつくるということも明記しておりますので、それも踏まえた上で採択すべきかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○立崎聡一副委員長 J R北海道にもお願いするというのは、もう当然のことだと思います。

それから、2年後以降全くお話がなくなってしまうという、議論のテーブルの上にも乗らないんだよというお話ではないと思います。

それともう一つ、やはり市民が利用するというのが大前提なのかなというふうに考えますので、その辺はもう少し、慎重に扱うべく継続でやはりお願いしたいなというふうに思います。

○古都宣裕委員 どちらの意味もわかりますし、正直なくしてしまうのは簡単で維持するのも難しいというわかりますけれども、先ほども申し述べたとおり将来的な負担を考えたときに、自治体も絶対全くゼロではいけないような状況である中で、果たして残したことが正解だったかというところを、まず胸を張ってまでできる状態かといったら、まだちょっとそこまでの段階も厳しいですし、将来的な見通しも厳しいからこそJ R北海道自体の経営状態も良くなかったというのがありますけれども、そういったところもあるので、いましばらく、早急にどの責任がというよりも、もう少し継続して見守ったほうがいいのではないかなと思います。

○松浦敏司委員 旅客だけではないんですねJ Rは、貨物でも大量輸送ができます。とりわけこのオホーツク管内で言えばタマネギ列車ということで、大量に輸送するというのも一つにはあります。

確かに釧網線については、観光面でやっていく方向をとりながら維持していくということは当然、考えていかなければならないというふうには思っていますし、水谷市長もこの鉄路を守るという点では、強い意志も示しているところでもありますから、そういう意味でもやはり人を運ぶだけでなく、大量の輸

送として、人も大量に輸送できるわけですがけれども、そういう意味で捉えるべきであって、その中において、それを維持するには、やはり国の支援がなければできないと。

確かに、ＪＲ北海道の経営的な問題は、それは別にあるんですけども、それはそれとして、当面鉄路を守るという点で言えば、国の支援がないと現状では維持できないということなので、自治体で何ができるか、それぞれいろんな自治体、沿線の自治体は悩んで何ができるかっていうこと今真剣に考えてると思いますから、そういったことも含めて考えていけば、当然これは採択すべきだというふうに私は思うんですが、その辺ではどのようにお考えですか。

○永本浩子委員 私は、釧網線に関しては観光ということをおっしゃっていただきましたけれども、石北線のほうは私もタマネギ列車ということで、網走というよりは北見のほうがもっとかわかりがあると思うんですけども、それがなしになったときにトラック輸送に変えられるかっていったら、今トラックの運転手が高齢化でまた人数が足りなくて大変な状況を抱えている中で、代替にできるものがなかなか見つからないのが今の現状ではないかと思うんですね。

ＡＩによる無人の運転も考えられつつはありますが、現実的にはそういったことが２年後とかでなるわけで全くないですし、抱えている問題の大きさに対して、２年に限るのがやっぱりもう少し長期で見てもらう対策を出していただければありがたいなと私は思っております。

○金兵智則委員長 松浦委員の発言に対して何かございますか。

○渡部眞美委員 このＪＲ北海道の維持に対しては石北本線と釧網本線それぞれ今部会で議論が行われて、これから結果を出していくということがありますがけれども、請願者が市民の意見としてまず第一に、今の国の２年に限る４００億円の財政投入に関して、継続を求める協力を進めていって欲しいという意見を第一に請願を検討していくっていうこと考えると、さまざまなこれからの鉄路に関してというのは、いろいろな予想がされますけれども、この請願者の意見はこの１本できているので、私は採択して今だから、こういう国の意思が出た今だからこそ継続にしないで、今採択して網走市議会としても意見書として出す時期がベストなのかなと思いますので、それぞれ御意見はあると思いますけど、再考し

ていただけないかと思います。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午前１１時４４分休憩

午前１１時５０分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

他に御意見ございますか。

○古都宣裕委員 やはりここは、まだ国も動いておりますので、まだ始まってない中で、いきなりそれをずっと求めるというよりは、市の様子を見ることも必要と考え、継続をお願いします。

○金兵智則委員長 よろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 古都委員、立崎委員も願意は理解するというふうに言っております。

その願意が理解するのであれば、これは何も問題なく採択していいものだと私は思いますので、意見が変わらないというのは非常に残念としか言いようがありません。

○金兵智則委員長 それでは、請願第２９号につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第３０号タクシ一の定額運賃制度の早期導入を求める請願について審査をいたします。

○小田部照委員 こちらも地方との格差をなくすためとか過疎化対策、活性化のためにも今後とも必要になってくると思いますので、ぜひ採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 同じく、これは地域の細やかな足としての確保が、現在、高齢化で免許返納も進める中では必要になってくると思うので採択をお願いします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 これについては採択でいいと思います。

○永本浩子委員 こういった制度が定着して利用者の負担が減る通院通学に対しては、利便性が高まるようになるのは大変いいことなので、ぜひ採択したいんですけども、ただ１点、今実証実験をしている最中でこれが１２月２１日までということで、まだこの実験が終わっていない、多分この１０月から始まって

12月21日までこの実証実験をやった上で、利用状況とか、タクシー会社の採算がとれるのかとかかそういった検討がこれからされるのではないかなと思うんですけども、この辺を待たずに、これを出すということがどうなのか。それとも実証実験を踏まえて、これは実行可能となったならもう早期に本格実施を行うこととかって一言入るとか、ちょっとまだ実験が終わってない段階でというのがちょっとひっかかるかなんですけども、いかがでしょうか。

○川原田英世委員 一つの新しい取り組みなんだと思います。

各委員からお話のあったとおり、重要な取り組みだというふうに思います。

まだ実証実験中でしょうということなんですけども、この実証実験を経て国土交通省のほうで揉んで予算化をするのであれば、やっぱり現実的に予算をとってこないといけないということになれば、地域からこういうことは大事だよという声を上げていくことが予算化につながっていくということもありますから、まだ終わってない中でも、網走でもこういった取り組みが必要なんだよっていう思いも込めて、今の段階から上げていくということは重要なんじゃないかなと思いますので、これは採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

永本委員、結論はどちらでしょうか。

ちょっとわからなかったものですから。

○永本浩子委員 基本的には大賛成なんです。

これがうまくいって、本当に利用者もふえて、タクシー会社さんも採算が合うようになれば1番いいことなので、一応採択ということでお願いします。

○金兵智則委員長 それでは、よろしいでしょうか。

お諮りをいたします。

請願第30号タクシーの定額運賃制度の早期導入を求める請願につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定します。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第31号総合的な「公共交通計画」の策定を求める請願について、審査をいたします。

○小田部照委員 こちらも全文同意いたしますの

で、採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 先ほどと同じくやっぱり交通弱者に対して、公共交通計画のあり方というのは、細かな市としてしかるべきなので採択をお願いします。

○永本浩子委員 私も一般質問の中でも運転が困難になった高齢者に対する、その足の確保ということで、網走市の公共交通、今のままではかなり不十分な部分というのがあるのではないかなということ言わせていただいてきてましたので、これに関してはぜひ要望を、計画策定をしていただきたいということで採択したいと思っております。

○松浦敏司委員 今、高齢者の免許を返上というのでも相当推進されてきてるという中で、やはり公共交通の果たす役割というのは非常に重要だと思いますので、この請願については採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 まず公共交通計画なんですけども、現状、市で取り組んでいらっしゃるんではないかなというふうに考えます。

私も一般質問等でいろいろやらしてもらった経過もございますので、現状進んでる段階なんだろうなというふうに理解させてもらいますので、これは継続でもうちょっと様子を見たほうがよろしいんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○金兵智則委員長 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時59分再開

○金兵智則委員長 再開をいたします。

他にございますか。

○渡部眞美委員 副委員長のほうから、公共交通計画が市のほうで進められているので、継続で見守るというお話がありましたけれども、私ども今まで議会の中でも議論がありまして、今、この請願で求めている計画ではなく連携計画といったものはあるんですけども、そのことをちょっと確認したいと思いますけれども、よろしいですか。

○田口商工労働課長 交通の公共交通計画の関係ですけれども、今渡部委員のほうからお話があったとおり、平成23年だったと思いますけれども、公共交通と連携計画というのをつくっておりまして、それを継続して使いながら交通政策を進めているところでありまして、今国が示している計画については、まだつくるという方向には決めてはいない状況とな

っております。

○渡部眞美委員 なので、その検討を踏まえて、こちらの今言っている公共交通計画を進めていくようにという請願になっているので、それを採択して意見書を提出したほうがいいと思います。

○立崎聡一副委員長 公共交通の総合計画なんですけども、そういうふうに進んでいるものだというふうに私どもは思っておりましたので、その辺今後進めていくということであれば、採択してもよろしいというふうに思います。

○川原田英世委員 先ほど国のほうからもつくるようにということで、道のほうでも今進めていって、大体できてきているんだというふうに思います。

道内でも22市ができたということで伺っています。

ただ、これ早くできたからということでもなく、やっぱり緻密な計算、人口密度に合わせたことを取り組みが必要なんだというふうにも思います。

J Rのことがどうなるかまだ見えてない中でこれ、完璧なものがつくれるかといったらでつくれないですし、計画というとなかなか細部にまで目が届くものをつくっていかなくちゃいけないとなると、現状やっぱりしっかり把握して今後のことを見据えていくということも必要なんだと思います。

ほかの他市のそういった22の事例も見ながら、網走市がどういった計画を立てていくのか、これを議会としても全体で、しっかりと進めていきたいなというふうに思います。

これはぜひ進めて、採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 それでは皆様の意見は採択ということになりましたので、この請願第31号総合的な「公共交通計画」の策定を求める請願につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

この請願第31号についてなんですが、網走市への請願となります。

採択すべきと決定された場合、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきかどうかを決定しなくてはならないということになっておりますが、皆様の御意見、いかがでしょうか。

経過及び結果の報告を請求するか、もしくはしない。

○松浦敏司委員 請求すべきというふうに思いま

す。

○金兵智則委員長 他に御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、それにつきましては、経過及び結果の報告を求める旨を記載し、意見書を作成したいというふうに思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ここで、昼食のため暫時休憩としたいというふうに思いますが、いかがですか。

ではここで、暫時休憩をいたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

次に、陳情の審査を行います。

まず初めに、陳情第49号につきましては、9月10日に当委員会に付託されましたが、陳情者より11月30日付で取下願が提出されておりますので、委員会として、陳情第49号について、取下承認すべきものとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第49号については、取下承認すべきものと決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、次に、陳情第52号ですが、陳情者の佐藤正隆さんより委員会での説明の申し出がありますので、説明聴取についてお諮りをいたします。

説明聴取することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がありませんので、佐藤正隆さんからの説明を聴取することに決定をいたします。

なお、説明の時間は5分以内とさせていただきます。

それでは、請願・陳情者席にお着きいただければと思います。

それでは陳情第52号の説明をお願いいたします。

○佐藤正隆陳情者 本日は、6月議会、9月議会に続きまして、説明趣旨の御機会をいただきましたことを感謝申し上げます。

また、6月議会、9月議会の際に御賛同いただきました議員の皆様にも改めて感謝を申し上げます。

1点だけちょっと説明をさせていただきます。

記の2番にある「網走市は現在施行中のパートナーシップ制度について検討し」とございしますが、こ

れは当然、他の自治体がやっていることでございます。

あえて入れなくても他の自治体ということを入れなくてもいいかと思いましたが、もし誤解があるといけませんので、その意であるということを説明させていただきます。

さて、我が国では1994年に文部省、厚生省が同性愛行為は病気でも非行でもないということを認め、2002年には人権教育・啓発に係る基本計画が閣議決定され、性的指向に関する問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれ、同年の人権週間より性的指向を理由とした差別の禁止を明記するに至りました。

2003年にはいわゆる性同一性障害特例法が成立し、翌年から性的指向に加え、性自認を理由とする差別を禁止することを明記するに至りました。

LGBTsの問題は、我が国では人権の問題なのです。

しかしながら、我が国の諸制度はLGBTsの方が存在しないという前提でございます。

法律婚でなくても異性間である内縁パートナーには、社会保障の対象になることがございますが、同性パートナーの場合、養子縁組を採用すること以外において公的制度、法的制度は一切ございません。

ともに住居を借りようとするときも、重篤な病にかかった場合の立ち会い、亡くなった後の葬儀の立ち会い、そして遺産分割に至るまで極めて不安定な立場に置かれてしまうのです。

20年以上同居し、法人を共同運営していた同性パートナーカップルが、その一方の死去により、遺言がなかったために法定相続人から法人を強制解散させられ、法人の登記をしていた住む家までも奪われるという現在係争中の民事事件がございます。

また、LGBTsの生徒、児童は自己肯定感が低い傾向にございます。

自身の性的指向や性自認を、不本意な形で他人に知られるかもしれないという怯えなどが原因とされています。

LGBTs当事者の自死率は、他に比べて6倍上るという調査報告もございます。

2015年には人権を擁護すべき法律家を養成する法科大学院において、不本意な性的指向の暴露、及び相談した法科大学院側が適切な対応を取れなくて、学生が自死に至ったという痛ましい事例もございます。

最近もございましたが、公的立場にある方が事実誤認や当事者のことを知らないと思われる言動及びそのことを要望する言動やSNSなどの記載により声を上げられず、傷つく当事者も多くいるのです。

私は、7年前より北海道初のLGBTsの対応行政書士として活動しており、昨年の7月に自身がLGBTs当事者、同性愛者であることを、自身に関する全ての媒体に積極的に公表いたしました。

初めて取り扱った案件が男性同性愛者同士のストーカー案件でございました。

私に相談するまでは声を上げられず、彼から大変感謝されました。

残念ながら、最近、網走市においてもLGBTs当事者から不本意にみずからのこと明かさなければいけないという相談が私のもとにされました。

LGBTsのために、網走市に対して求める根拠条文として、憲法13条を上げているのは、性的指向や性自認にかかわることは基本的人権であり、その幸福追求権に対して最大の尊重することは、国、地方にかかわらずどの機関でもできるからなんです。

私が支持をした法政大学教授、現名誉教授であり、地方自治学会の立ち上げ人の1人である江橋崇先生が実例を含めてこのようにおっしゃっていました。

英語では地方自治体はローカルガバメントであり、ローカルの意味は地方のほかに現場のとか、現地の意味があると。

かつて日本列島が公害に悩まされたとき、現場に最も近い地方自治体で、国より厳しい基準の環境基準の条例を制定し、後に国がその基準に追従したことがある。

国が行わない、国の目が行き届かないところは、現場の市民に1番近い政府である地方自治体や、1番近い立法府である地方議会がきめ細やかに対応することこそが、憲法92条に掲げる地方自治の本旨であり、その施策や提言や条例制定に当たっての根拠条文は憲法13条にあるのだと、このようにおっしゃってます。

また、本件制度がアウトティングの強制にならないかという懸念が寄せられているということも、ほかの自治体であるということも私は知っております。

ゆえに私がずっと提案しているこの陳情に関しては、代理権、代理提出、そして第1号の発表しないということをお願いしているのも、この件に関することを念頭に置いて動いているからなのであります。

す。

前回、趣旨は十分に理解できるが、網走市において理解が足りないという理由で、網走市への意見提出に対して、継続審議を主張した議員さんがいらっしやいます。

私たちにとって1番困るのは、理解不足を理由にして消極的になる理由にされてしまうことなんです。

差別がある、理解が足りないからこそ、網走市民に1番近い政府である網走市が、網走市民に最も近い行政の長である網走市長が、網走市民に最も近い立法府であり、最も身近な代表者が集まる網走市議会が手を積極的に差し伸べるべき理由になったとしても、消極的になることを正当化する理由にはならないのではないかと私は思い、今回、三度の陳情を行わせていただいた次第でございます。

最後に、地方創生、地方の時代と言われて久しいです。

しかし故郷を帰れるまちにしたいとスローガンを上げている地方のLGBTs当事者団体は、日本のスウェーデンと言われ、持ち家率、1人当たりの県民所得なども高く、住みやすい自治体として比較的上位に上げられている富山県に設立されました。

富山県を含む北陸信越地域は他の自治体に比べ、カミングアウト率、家族からのLGBT認容率も全国平均より低いということ自体が、まだ全ての人が愛する町で最後まで暮らしていけないという思いがあらわれているのではないのでしょうか。

本件が採用されることになれば、5万人以下の地方自治体では、埼玉県毛呂山町に次いで2例目となります。

多くの大都市ではない自治体に暮らす当事者の皆さんのためにも、網走に暮らす声を上げられない1,000人以上の当事者の皆様のためにも、いち早く御採択を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

なお、御質問等がございましたら、この場において可能な限りお答えいたしたく存じます。

御清聴ありがとうございます。

○金兵智則委員長 それでは、お戻りいただきたいというふうに思います。

それでは、陳情第52号につきまして、審査を行いたいと思います。

○小田部照委員 基本的人権という観点からも、賛同いたしますので、採択すべきものと考えております。

○松浦敏司委員 過去に国に対して、同様のものが意見書として上げられておりますので、今回の今、請願者からお話がありましたように、基本的に私も賛同できますので、採択でいいというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 まず、質問というか確認というか、例えば5番の「2018年3月改定の厚生労働省ガイドラインに基づき」ということで、この医療同意権のことなんですけど、これは今まで家族ってなったところに家族等っていうことがついたことによって、家族以外の方にも、そこで認められたということで、この件に関してはLGBTだけじゃなくても、今の世の中が单身の方も多くなっていることも踏まえて、それがまたLGBTの方々にもプラスになるということだと思うんですけども、医療同意権を最大限認めることっていうのがどうなのか、これは市が認めないとか認めるとかっていうものなんでしょうか。

私の理解だと厚生労働省のほうから、各医師会などに今回こういうふうにガイドラインが変わったっていうのが通達されて、それをもとに各医療機関で検討するんだと思うんですけども、この認める認めないっていうのが、市に権限があることなのかどうかちょっとそこをお聞きしたかったんですけど、どうなんでしょうか。

○金兵智則委員長 休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時16分再開

○金兵智則委員長 再開をいたします。

永本委員の質問に対する答弁からお願いいたします。

○岩永雅浩企画総務部長 医療同意権の関係ですけども、市にはこれに対して認めるとか認めないとかといった権限を持っていないということでございます。

○永本浩子委員 この件に関しては市は権限はないということで確認させていただきました。

その次の現行制度範囲内で住居選定の際、同居人範囲を親族以外に最大限認めることということに関しても、市のほうの権限が認める認めないというのはあるのでしょうか。

○金兵智則委員長 休憩します。

午後1時17分休憩

午後1時20分再開

○金兵智則委員長 永本委員の質問に対する答弁から。

○岩永雅浩企画総務部長 今確認したところ、公営住宅法によって、同居人範囲は親族以外とすることはできません。

○永本浩子委員 ということは、ここの最大限認める認めないというのを市のほうに陳情するのは、少し多分違うんだと思うんですけど、多分LGBTの方たちが今までこう生活してきている中で、悩んだり、本当に苦しい思いをしたのが多分こういったところであり、パートナーの最期をどう迎えるかとかそういったところが何の口も出せないとか、要するにお部屋を借りるのに、男性同士、女性同士で何なのと変な目で見られたり、そういったところが今まで生活してくる中で感じてきた嫌な部分なので、多分これを書かれたと思うんですね。

そういったことは本当にこれから解消していきなきやいけないところだと思いますので、その市に最大限これを認める認めないというよりも、厚生労働省がガイドラインについては、家族等になったということを知るとか、ここの住居選定の際に関しては、関係する不動産業者等、さらに大家さんっていうところになってくると思うんですね。

やっぱり1番大事な部分は、消極的な意味で言ってるわけじゃなくて、本当にこのLGBTに対する正しい知識と理解を市民の皆さんにどれだけ知っていただけるかということが1番大事な部分なんじゃないかと私は思ってるんです。

国のほうも、公明党としてもLGBTのきちんと検討委員会などいろんな活動もして、明治大学の教授をされている鈴木先生を呼んで勉強会をしたりとか、さまざまな動きは、今、出しているところなんですけども、要するに、いろんな認証制度とかいろんなことができてきたとしても、例えば窓口に来たときの職員の方の対応だとか、引っ越しをしようと思ったときの大家さんから言われるようなこととか近隣の方からの目とかそういったところの理解が進んで、見方が温かい見方になっていかないと、嫌な思いをすることがなかなか減らないのではないかなと私は思っています。

今回の9月のときに私が言ったことを受けて、1番と2番をプラスしてくださったんだと思うんですね。

こういった形の、市の広報とかホームページなどを通じて市民に発信を行うことも大事なことだと思

いますし、このパートナーシップ認証制度についての検討をまずスタートしていただきながら、これにプラスして、それはこの陳情に載せる載せないとまた別の話なんですけども、どういったところが主催団体になるかあれですけども、網走市内でもやはりこのLGBTに関するそういう正しい知識とか理解を広げられるようなシンポジウムなど、江戸川区とかでも全世界的に見てこのLGBTに対してはオランダが1番かなり理解が進んでいるところだということで、オランダの大使を呼んでシンポジウムを開いたりとかいろんな動きを今、出してる場所なので、ぜひ網走市としてもそういった市民運動的な広がりをつくりながら、市に対してもこういった発信、そしてまた男女共同参画プラン等にもLGBTに関することを今度改定のときに加えていただくとか、そういったところからスタートしていただいて、大事な部分だと思うんですけども、ここをどう取り扱っていいかということ、もう一歩ここは時間をかけて私も研究していきたいと思うんです。

そして9番の「DV等の相談窓口」というのは、網走市においては子育て支援課の女性相談しか窓口がないので、かつては女性の被害者が多かったんですけど、現在は男性も女性からのDV被害を受けていることも少しずつふえてきているようですし、もちろんここにLGBTsの方たちの問題も含まれていると思うので、こういったところも改善をしていかなきゃいけない部分なのではないかなと思うので、1番と2番を今回採用させていただいて、その下の部分に関してはもうちょっと研究をするということで、採択にしたいと思います。

○金兵智則委員長 永本委員確認してもいいですか。

いろんなところに話があれだったので、端的に言うとう3番以降を削除の上、1番、2番、記を2つだけにして、採択をするという形が望ましいという意見でよかったですかね。

○永本浩子委員 市民に発信する中に、こういった内容もきちんと含まれてきた上で、次入れていくほうが多分いい形になるのではないかなと、会派でも相談をして、このまま出すより、もっといい形を見出せる可能性もあると思いますし、まずはこの発信の部分と、市としても検討をスタートしていただくということで、採択をぜひお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 陳情第52号については記の1番2番だけを残して採択をというような意見ですね。

他にございますか。

○立崎聡一副委員長 請願第52号なんですけども、LGBT関連の諸政策の制度化には表現の自由、思想信条の自由を害する恐れや婚姻のあり方などを崩壊させるおそれという懸念も出されているところもあります。

そのため慎重かつ丁寧に制度化が必要であり、この件については継続でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 私は単純に物事を考える派なんです、例えば、この2のパートナーシップ認証制度ができれば、さまざまな細かい部分は解消されるのではないかと、こんなふうに思うんですね。

そういう意味では、2のパートナーシップ認証制度を推進し、市として認定すると多くの問題は解決するんだらうというふうに思うんで、こんなふうに捉える必要があるんでないかなというふうに私は思います。

○金兵智則委員長 他に御意見ございますか。

なければ、委員間討議。

松浦委員から意見が出ましたけれどもいかがですか。

休憩します。

午後1時28分休憩

午後1時33分再開

○金兵智則委員長 再開をいたします。

他に何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、この陳情第52号につきましては、委員の意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることと報告することに決定しますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして陳情第53号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める陳情について審査をいたします。

○松浦敏司委員 この陳情第53号につきましては、以前今年の1定で私のほうから要請を提出させていただきました、内容的にもほぼ同じで意見も一致できると思いますので、採択ということでお願いいたします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 うちの会派もこれに関しては、全面的に賛成ということで、採択でお願いいたします。

○古都宣裕委員 これに関しては、世界的にも唯一の被爆国である日本が賛成すべき件だと思うので、私も採択でお願いします。

○金兵智則委員長 他に御意見ございますか。

○小田部照委員 私は日本の安全は日米安保条約で守られているので、日本国はアメリカの顔色をうかがっている、これはやむを得ないことだろうと考えていますので、国の動向を見守りたいという意見で継続をお願いしようと思っていたんですが、皆さん賛成で採択すべきだという意見なので、反対するものではないので、採択の方向で考えたいと思います。

○金兵智則委員 他に御意見なければ、それでは陳情第53号につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時36分再開

○金兵智則委員 再開いたします。

続きまして要請2件について審査をいたします。

まず初めに、再びブラックアウトを起こさない分散型の電源「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書提出についての要請について審査をいたします。

○松浦敏司委員 私のほうから要請をさせていただきました。

9月6日の大地震でブラックアウトになったということは、我々想定もしなかったわけですが、しかし現実には起きてしまったと。

その原因としてやはり一極集中型発電ということも言われていて、そのバランスが狂うと全体が切れてしまうというようなことが現実には起きてしまったわけです。

やはりそういう中であって、原発でいうと一極集中型の典型的なもので、コントロールがきかないということもありますので、そういったことも含めて、やはり分散型で再生可能エネルギーを中心とした地産地消といいますか、そういった形でやってい

くことが、今回のブラックアウトを経験して感じたことだというふうに思いますので、ぜひ皆さんの御同意をいただきたいというふうに思います。

○小田部照委員 今の松浦委員の話はもっともなんですが、方向性としては賛同するところでありますけれども、原発をゼロというのは現実的ではないのではと、時期尚早のことだと思いますので、これはもう少し継続して審査していくべきではないかと考えています。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 きょうの新聞でも、泊も、もし仮に停電したらブラックアウトになるだろうと。

いろんなところで技術は進んできてるんだけど、コストを考えていて経営していくとどうしてもそういったひずみが生まれてくるんだろうなというのは今回露呈したことだというふうに思います。

例えばエネルギー自給率90%超えてるような稚内とかそういうところでも、システム上停電してしまうんですね。

目の前で巨大な発電所は動いてるのに停電しちゃうなんて不思議な世界になったもんだなと皆思ったと思うんですけど、やっぱり分散型っていう一つは一つの考え方で、急に原発ゼロとかそういう話ではなく、未来に向かってどういう選択をしていくのかということ考えなくちゃいけないときだというふうに思います。

となると、進めていくのはやっぱりコンパクトでスマートなエネルギー生産、地球に負荷をかけないエネルギー生産、将来のことも考えたエネルギー生産、そういった政策をつくって推進していかなくちゃいけないという立場で考えたときには、ちょっと現実的にはまだまだ、核のごみの問題とかもたくさんありますし解決しなくちゃいけない問題山積みなんですけども、将来的に向かっていく一つの方向性として、考えていかなくちゃいけないことかなと強く思うものですから、これはぜひ採択すべきかなというふうに思います。

○立崎聡一副委員長 分散型エネルギー、電源なんですけども、非常に今回のブラックアウトで本当に重要なことなんだなというふうに思いました。

ただ今回もここにも書いてあるとおり、苫東厚真の火力発電所ですか、そこがとまったということで、それぞれ各地域にある発電所がとまってしまったということで、本当に分散型の発電は重要だということですから方向性としてはすばらしいなと思

いますが、原発ゼロは技術が現在進んでいてもなかなか厳しいものがあるかと思うんですけども、この辺がちょっとひっかかりますので私どもも継続でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 何かございますか。

○永本浩子委員 今回のブラックアウトで本当に、全道あげて大変な思いをしたわけで、これは絶対何とかしなきゃいけないっていうのは、誰しも思っていることだと思います。

道も国のほうもちろん考えていかなきゃいけないということなので、分散型の電源っていう部分では大賛成なんですけれども、この原発ゼロは本当に目指していかなきゃいけないものなんですけど、即この原発ゼロというのは現実にはちょっと難しいというものではないかと思しますので、継続ということをお願いします。

○金兵智則委員長 何か御意見ございませんか。

何か討議ございましたらお受けいたしますが、よろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 ここで言わんとするのは、原発は今すぐゼロという意味ではなく、とにかくゼロにしていこうっていう思いなんです。

だから、そういう中でやはり分散型で発電する、いわゆる地産地消という形でやるのが、いざ何かあったときにはブラックアウトにはならないんだと、そういう方向に進んでいこうという意味での内容なんで、その辺ぜひ御理解いただきたいなと思います。

○金兵智則委員長 という意見がございましたが、何かありますか。

○永本浩子委員 そうしますと、原発ゼロを目指してとかつていう表現にさせていただけるとどうでしょうか。

それでしたらいいと思います。

○金兵智則委員長 永本委員は、例えば意見書のほうで、「原発ゼロを目指し」という言葉を加えれば採択でいいということみたいですが、他に御意見ございませんか。

似たような御意見の方もいらっしゃいましたが、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、要請再びブラックアウト起こさない分散型の電源「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及求める意見書提出要請につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とするこ

とを報告することに決定したいと思います、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書提出要請について審査をいたします。

○松浦敏司委員 私から要請を出させていただきました。来年の10月から10%というふうにやると、複数税率とかあるいはキャッシュレスだとかいろいろ言われていて、政府が言えば言うほど、国民は混乱してくるという状況であります。

今現在8%に上げられて4年経つけれども、今なお消費の低迷は続いているという中で、10%にすることは果たしてどうなのかという問題があります。そういう中でキャッシュレスの関係でいえば、麻生財務大臣でさえ田舎の魚屋で買い物してクレジットなんて言ったって、それはもう使えないんだというようなことで、効果が果たしてどんなものかなと担当大臣が言うぐらいの状況です。

それで何よりも、もっと大変になってくるのは、2023年からインボイス方式という、これがとてつもなく大変なことで、中小、小規模事業者にとっては壊滅的、500万ともいわれるこの業者が、今、1,000万円以下でやってる人たちが、実は相手先と取引ができなくなる状況に追い込まれると。

つまり、このインボイスの適格請求書というのがないと取引ができないということになれば、これは、いわゆる中小企業は日本全体の経済を支えているわけですから、そこが壊滅的打撃を受けるというふうになれば、この網走においても相当の業者がその対象になってくるということです。1,000万円以下ということは細々と1人、2人で商売やってるということですよ。

こういうところがなくなってしまうということが大変な影響を受けるということで、私はやはりそういう意味でも、消費税10%というのは今、この時点でやるべきでないと思います。

やれば日本の経済めっちゃめっちゃになるという意味から、若干きつい言葉もあるかもしれませんが、そういういった意見書を出させていただいたところであります。

ぜひ、御賛同いただければと思います。

○小田部照委員 これは現在、日本国の1,100兆円

もの借金がある財政状況を見て、今後の社会保障費の増大に向けた、それに合わせた制度なので、私はこれもやむを得ないことなのかなと考えておりますので、国の動向を見守りたいという意味で、継続審査していただきたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○立崎聡一副委員長 今、小田部委員からもお話がありました。

少子化社会でもあり、それから超高齢化社会に突入していく日本なので、先送りをされてきたんですけれども、いずれそういうふうになるんだろうなというふうに思っていました。

それで、うちの会派としては不採択ということでお願いしたいと思います。

○永本浩子委員 うちといたしましても、この消費税10%の引き上げというのは今までも見送りをしながら、いよいよここでやらないと今後の少子高齢化で税金を納めていただける方は減り、また医療介護のほうでどうしても必要となる方がふえてくるという中で、やらずに済めばもちろんいいことなんですけど現実がそうはいっていない、ここでやらないと今の社会体制を維持していけないという意味の消費税10%だと思いますので、うちもこれは不採択ということでお願いいたします。

○川原田英世委員 消費税で10%、10%が適切だとも思ってもいないところですけども、いずれにしても、超高齢化社会の中でどのような社会保険制度を維持していくのか、また、さらに高福祉高負担の社会を構築しなくちゃいけないのか中福祉中負担に今の現状はどうなのかも立ち返ってしっかりと考えていなくちゃいけない時代に入ってきたなというふうに思います。

その中で10%っていうのは一つ議論されていく過程が大事なことで、一つの節目の議論にもなってくるんだと思うんです、消費税のあり方として。

ただそれに対しての今の対策として考えられていることが余りにも行き過ぎてるんじゃないかということに懸念を持っています。

先ほどインボイスのこともありましたし、その他にもちょっと中小企業は耐えられるとは到底思えないような内容が数多く含まれています。

さらには10%に上げた分に対してその対策をする費用は一体どうなってるんだということを考えていくと、ちょっとこれは異常な状態だなと。

国として一度原点に立ち返ってもう1回しっかり

と議論をしないといけないときに消費税自体が来るのではないかなと。

そういうふうに僕は思いますので、そういった観点からいくと2019年10月からということ自体が、その期限というのが大事かもしれないですけども、大切な議論を失いかけている今の状況ではそこも外して今はまず、もう1回原点に立ち返って中止をするということも、地域からの声として上げていく、中小企業を守る、地域を守るという観点でも重要なというふうに思いますので採択すべきかなと思います。

○金兵智則委員長 他に御意見ございますか。

○松浦敏司委員 先ほど来、10%上げることが必要だというふうなお話が幾つかありました。

ただ本来、これは社会保障に使うんだというのが政府のこれまでずっと最初から福祉や、あるいは社会保障っていうふうに言い続けてきたけれども、しかしそれは残念ながらそうではなかったと。

実際には、法人税引き下げたその穴埋めに大半使われていたというのが実態です。

そして大企業の内部留保はもう400兆円超えるような状況になっているという問題で、財源を持ち、これによって10%にすることによって5兆円の財源ができるというふうに言うけれど、それなら、例えば大企業は今、実効税率30だけれども現実には平均すると10%ですよ。

中小企業は18%です。

私は、せめて大企業、中小企業並みの18%納める、あるいは富裕層と言われている大資産家の人たち、今株に投資してる人たちは、今、実効税率は、実際の税率の半分です。

これをもとの本則に戻せば、この5兆円というのは軽く出てきちゃうということですから、今やるべきはそこであり、累進課税をしっかりやって納める能力のあるところに納めていただくと。

それが1番の特効薬だと思います。

今、消費税を上げれば庶民の暮らしは大変な状況になっていくというのは目に見えていて、日本の経済そのものが壊れてしまうと。

だから、ここで書いておりますように、日本商工会議所も反対するというのは、やっぱりそういう中小、小規模業者が大変な方向に追い込まれるということ言ってるんだというふうに思いますので、ぜひ採択をしていただきたいと思います。なかなかそういう方向へは見込めないような皆さんの御意見

ですから、あえて申し上げさせていただきました。

○金兵智則委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、2019年10月から消費税10%への増税中止を求める意見書提出要請につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定をさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時52分休憩

午後1時54分再開

○金兵智則委員長 それでは再開をいたします。

意見書案が皆様のお手元に配られたかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではタクシーの定額運賃制度の早期導入を求める意見書、それと核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書につきましては委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程することに決定したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

それと、先ほど請願31号総合的な「公共交通計画」の策定を求める請願につきましては、請願本文に経過及び結果の報告を求める旨を記載し、送付することになります。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

あと各委員、理事者より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれで経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後1時56分閉会